

「文の京」安全・安心まちづくり協議会について

1 設置の趣旨

安全・安心まちづくりに係る施策の実施に関し、広く地域活動団体や区民、専門家、関係行政機関に意見を伺い、施策に反映させていくほか、公平性及び中立性を担保する観点から設置したものである。

2 安全・安心まちづくりの定義

協議会が対象とする安全・安心まちづくりとは、犯罪、災害及び事故を防止、心地よい地域環境の整備を推進する活動をいい、環境の美化及び浄化、バリアフリー、障害者等への配慮など生活環境を快適なものにしていく活動を含む。

3 審議事項

- (1) 安全・安心まちづくりに係る施策の実施に関すること。
- (2) 推進地区の指定に関すること。
- (3) その他安全・安心まちづくりに関すること。

4 協議会の役割

- (1) 区長が、安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区を指定するに当たり、求めに応じて意見を述べること。
- (2) 区長が、(1) の特定の施策の実施を著しく害したと認めた者に対して、指導・勧告を行う場合に、求めに応じて意見を述べること。
- (3) 安全・安心まちづくりに係る区の施策について、求めに応じて意見を述べること。
- (4) 安全・安心まちづくり施策について、区長へ提言を行うこと。

5 協議会の組織

(1) 構成員

次に掲げる委員 35 人以内で構成する。

学識経験者、関係行政機関の職員、地域活動団体の代表者、公募による区民、文京区職員

(2) 委員の任期

2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 会長

学識経験者の中から、委員の互選により定める。

会長は、あらかじめ会長職務代理者を指名する。

(4) 招集

協議会は、会長が招集する。